

贈収賄防止基本方針

【基本方針】

1. 贈収賄防止の徹底

当社グループの役職員は、公務員又はこれに準じる者のほか、取引先等を含む関係者に対して、贈収賄に該当するような行為やその疑いのある行為を一切行いません。

2. 贈収賄防止体制の整備

当社グループでは、贈収賄防止体制の整備・運用及びその有効性を確保するため、コンプライアンス担当部署や内部通報窓口の設置により、贈収賄防止にかかる施策の公平かつ公正な運用に努め、贈収賄行為を防止するための組織体制を維持・運営します。

3. 教育・研修の実施

当社グループは、贈収賄行為の防止に向けた倫理意識の更なる徹底、贈収賄防止体制の運用の実効性を確保するため、役職員に対する定期的な研修・教育を継続します。

4. モニタリング

当社グループは、定期的な監査により、贈収賄防止体制が実際に機能しているかのモニタリングを行うとともに、当該監査結果を基に、当社グループの贈収賄防止体制の有効性を継続的に見直し、必要に応じて改善を行います。

5. 取引内容の記録及び保管

当社グループは、贈収賄規制及び本基本方針の遵守を裏付けるべく、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

以 上